

周南地域の県管理河川における大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約

(名 称)

第1条 本会の名称は、周南地域の県管理河川における大規模氾濫に関する減災対策協議会（以下「協議会」という。）とする。

(設 置)

第2条 協議会は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として設置する。

(目 的)

第3条 協議会は、周南市内の県管理河川における局所的な集中豪雨や堤防決壊等による大規模な浸水被害に備え、周南市、下関地方気象台及び山口県が連携して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の対象河川)

第4条 協議会は、島田川、島地川、錦川、渋川、西光寺川、末武川、富田川、夜市川、その他周南市内の県管理河川を対象とする。

(協議会)

第5条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会は、前項によるもののほか、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）に出席を要請し、意見を求めることができる。

(協議会の実施事項)

第6条 協議会は第3条の目的を遂行するため、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 現状の水害リスク情報や取組状況の共有
- (2) 円滑かつ迅速な避難のための取組、的確な水防活動のための取組、氾濫水の排水施設運用等に関する取組に対して各構成員が取り組む事項を「地域の取組方針」として作成する。
- (3) 「地域の取組方針」のフォローアップ
- (4) その他大規模氾濫に対する減災対策に必要な事項

(幹事会)

第7条 協議会の円滑な運営を行うため、幹事会を設ける。

2 幹事会は別表2の職にある者をもって構成する。ただし、必要に応じて幹事を追加することができる。

3 幹事会は、前項によるもののほか、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）に出席を要請し、意見を求めることができる。

(幹事会の実施事項)

第8条 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うこととし、結果を協議会へ報告する。

(部会の設置)

第9条 協議会は、第3条の目的を達成するために協議・検討が必要な事項ごとに部会を設置することができる。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、別に定める。

(会議の公開)

第10条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とする。

(協議会資料等の公表)

第11条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第12条 協議会及び幹事会の事務処理を行うため、山口県土木建築部河川課に事務局を置く。

2 事務局は、必要に応じて各構成員の担当者を参集し担当者会議を開催することができる。

(規約の改正)

第13条 本規約の改正は、協議会の決議を得なければならない。

(雑則)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他の運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附 則)

本規約は、平成29年5月18日から施行する。

一部改正、平成30年2月23日

一部改正、令和元年5月28日

一部改正、令和3年6月15日

周南地域の県管理河川における大規模氾濫に関する減災対策協議会委員

- (委 員) 周南市長
国土交通省 中国地方整備局 山口河川国道事務所長
気象庁 福岡管区气象台 下関地方气象台長
山口県 総務部 理事（危機管理担当）
〃 土木建築部 周南土木建築事務所長

周南地域の県管理河川における大規模氾濫に関する減災対策協議会幹事

- (幹 事) 周南市 防災危機管理課長
 〃 河川港湾課長
 国土交通省 中国地方整備局 山口河川国道事務所 島地川ダム管理支所長
 気象庁 福岡管区气象台 下関地方气象台 防災管理官
 山口県 総務部 防災危機管理課長
 〃 土木建築部 河川課長
 〃 〃 菅野・平瀬ダム統合管理事務所長
 〃 〃 向道ダム管理事務所長
 〃 〃 川上ダム管理事務所長
 〃 〃 周南土木建築事務所 次長